

熊本県公報

号外 第20号の3
平成17年4月1日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令

- 熊本県県有林産物極印規程の一部を改正する訓令……………(森林整備課) 1

訓 令

熊本県訓令第32号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関
熊本県県有林産物極印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県県有林産物極印規程の一部を改正する訓令
熊本県県有林産物極印規程(昭和35年熊本県訓令甲第37号)の一部を次のように改正
する。
別表中「総務部総務課長」を「総務部総務振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

